

公取協にゆうす

FAIR TRADE COUNCIL

No.86

- 「景品表示適正化功績団体」大臣表彰（消費者担当大臣表彰）
- 令和6年度第4回理事会〔予算理事会〕
- 令和7年度事業計画書（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
- 令和7年度消費者モニターの選定
- 令和7年度定時社員総会のお知らせ
- 就業規則の変更
- 令和8年度消費者モニターの募集
- 特定資産取扱規程の創設・経理規程の変更
- 協議会主催の主な会議日程【令和7年4月～6月】

公益社団法人 近畿地区不動産公正取引協議会
大阪市中央区谷町2-2-20 大手前類第一ビル9階

T E L : 06 (6941) 9561
F A X : 06 (6941) 9350
<https://www.koutori.or.jp>

〔文中、全て順不同・敬称略〕

「景品表示適正化団体」大臣表彰（消費者担当大臣表彰）

当協議会は、令和6年度「景品表示適正化功績団体」大臣表彰を受賞し、2月26日に開催された表彰式に、当協議会より久内会長が出席しました。

景品表示適正化表彰とは、公正競争規約の運用を通じて、景品表示法の目的達成のため顕著な貢献のあった公正取引協議会及び協議会の役職員を対象に、消費者担当大臣（内閣府特命担当大臣）から表彰されるものです。

当日は伊東大臣に国会出席のスケジュールの中、ご臨席いただき、1団体、3名に対して、直接、表彰状の授与及び祝辞を賜りました。

なお、前回の「景品表示適正化功績団体」大臣表彰は、平成26年6月、山端会長（当時）が当協議会を代表して受賞しています。

会 場 消費者担当大臣室

出席者	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	伊東 良孝
	消費者庁長官	新井ゆたか
	消費者庁審議官	田中久美子
	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長	真渕 博
	一般社団法人全国公正取引協議会連合会会长代行	松山 隆英

順不同・敬称略



◀住宅新報(3月11日号、9面)

令和6年度第4回理事会〔予算理事会〕

開催日	令和7年3月26日(水) 午後3時～4時
場所	大阪キャッスルホテル 6階 鴛鴦の間（大阪・天満橋駅）
出席理事数	24名（理事定数25名）
議事録署名委員	久内会長・大嶋監事・八木監事・西尾監事
報告事項 第1号	景品規約の変更
第2号	「景品表示適正化功績団体」大臣表彰式（消費者担当大臣表彰）
第3号	就業規則の変更
第4号	規約研修会及び不動産広告問題研究会の開催
第5号	令和6年度官民合同不動産広告実態調査の実施
第6号	令和6年度官民合同不動産広告実態調査の結果
第7号	令和6年度規約違反に対する違約金課徴
第8号	ホームページの更新及び広報誌の発行
第9号	財政検印状況など
決議事項 第1号	令和7年度事業計画書（案）
第2号	令和7年度收支予算書（正味財産増減予算書）（案）
第3号	特定資産取扱規程及び特定資産の創設
第4号	経理規程の変更
第5号	顧問税理士に対する謝礼

令和7年度事業計画書（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

令和7年度事業計画書

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

令和7年度においても、当協議会の根幹「不動産の表示に関する公正競争規約」（以下「表示規約」という。）及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（以下「景品規約」という、また表示規約と景品規約を総称して「規約」という。）を通じて、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争の推進に取り組む。

このため、引き続き、ホームページや規約の相談業務等を通じて、規約の普及啓発・周知徹底を図るとともに、著しく悪質なインターネットの「おとり広告」又は重大な規約違反を繰り返し行った会員事業者については、規約の実効性を担保するための警告・違約金課徴措置を講じる。

さらに、近年、急速に進化するSNS広告についても、機会あるごとに表示規約の適用を受ける旨を啓発し、規約違反の未然防止を積極的に働きかけるほか、新たにInstagram・YouTube・TikTok等のSNS広告に対する具体的方策を検討する。

1 規約の普及啓発・周知徹底

(1) ホームページの運営 (<https://www.koutori.or.jp>)

当協議会のホームページにおいて、事業活動状況、広告違反事例、消費者モニターの活動内容に係る情報等を隨時掲載し、内外に向けて情報を発信する。

(2) 広報誌の発行

消費者団体、図書館、広告媒体社及び構成団体等に対し、当協議会活動について理解と協力を求めるため、広報誌を年2回発行すると同時に、ホームページにも広報誌を掲載することによりその効果を高める。

(3) 不動産広告に関する消費者講座の開催

消費者に対する規約の普及を図るため、「不動産広告に関する消費者講座」（規約研修会）を開催する。

(4) 規約の相談業務

会員事業者、賛助会員、維持会員、広告会社及び広告媒体社等からの規約に関する相談を事務局において受け付け、懇切丁寧に対応する。

他方、規約では対応できない案件や相談は専門機関を斡旋する。

(5) 規約研修会の開催と講師の派遣

消費者庁・近畿二府四県の後援のもと、規約の周知徹底を図るため、「自主研修会」を開催する。また、規約違反の再発防止を図るため、違約金課徴、厳重警告及び警告の措置を講じた会員事業者を対象にした「義務講習会」を開催する。

加えて、構成団体、関係団体、賛助会員等が主催する規約研修会についても、講師派遣や関係資料のデータ等を提供する。

(6) 賛助会員・維持会員との連携

不動産広告の実務者向けの勉強会「不動産広告問題研究会」を年2回程度開催するとと

もに、最新の相談事例や違反事例等についても積極的に情報を共有するほか、規約改正をはじめ関連情報の早期提供に努める。

(7) 学生向け賃貸マンションのSNS広告等に関する注意喚起

SNS・インターネット広告による学生向け賃貸マンション等の注意喚起を図るため、引き続き、近畿二府四県の大学・短期大学に注意喚起の周知の協力を求める。

(8) 冊子・公正表示ステッカーの頒布

規約条文集「不動産の公正競争規約」、実務者向けの規約解説本「不動産広告ハンドブック」を頒布するとともに、構成団体を通じて会員事業者の店頭掲示用の「公正表示ステッカー」を頒布する。

なお、景品規約の変更後、前記の「不動産の公正競争規約」を構成団体に協力を求めて会員事業者に無料配布する。

2 規約違反に対する調査・措置

(1) インターネット等の不動産広告調査の実施

経常的な調査「官民合同不動産広告実態調査」を実施するほか、規約違反の被疑情報に係る「臨時調査」を隨時行う。

このうち、前記の「官民合同不動産広告実態調査」は、原則、府県単位で年1回秋の開催とするものの、調査件数や物件種別についてはインターネット等の規約違反被疑広告の収集・探知状況に照らし弾力的に取り組むこととする。

(2) 事情聴取会の開催

インターネット等の悪質な「おとり広告」、繰り返し重大な規約違反等を行った会員事業者については、必要に応じて、規約に定める事情聴取会を開催する。

(3) 規約に基づく公正・公平な措置

規約違反に対する措置については、何よりも公正性・公平性に一層留意する。

また、厳重警告・違約金を課徴した事案を公表することが必要だと判断した場合は、ホームページにおいて会員事業者名及び措置の内容等を公表する。

(4) ポータルサイト部会及びポータルサイト運営団体との連携

厳重警告及び違約金課徴の措置を講じた会員事業者については、引き続き、ポータルサイト部会及びポータルサイト運営団体（別表）と連携して、各サイトへの広告掲載を少なくとも1か月以上停止する施策を実施する。

広告掲載停止のポータルサイト (別表)

掲載停止開始	ポータルサイト名
平成29年 8月	アットホーム
平成29年 8月	CHINTAI
平成29年 8月	LIFULL HOME'S
平成29年 8月	SUUMO
平成29年10月	ラビーネット不動産
平成29年12月	ハトマークサイト
平成30年12月	Yahoo!不動産

(5) SNS広告に対する具体的方策の検討

近年のSNS広告の急速な増加に伴い、潜在的な不当表示も懸念されることから、最新のInstagram・YouTube・TikTok等のSNS広告の基本知識を学び、SNS広告の実務上の課題と対応等を整理し、SNS広告に係る規約違反被疑情報の提供を募る仕組み、SNS広告に対する調査業務の手順などについて具体的方策を検討するほか、景品表示法のステマ告示に違反する恐れのあるSNS広告についても情報収集に取り組むこととする。

加えて、ホームページや相談業務などのあらゆる機会を通じて、SNS広告は表示規約の適用を受ける旨を啓発し、SNS広告の適正表示の確保に努める。

3 当協議会の運営・渉外

(1) 定時社員総会・理事会等の開催

当協議会の運営に資するため、定款及び運営規程等に基づき、定時社員総会を年1回、理事会を年4回程度開催する。

(2) 消費者モニターリー制度の推進

消費者モニターリー制度を推進させるため、「消費者モニターリー説明会」を年5回程度に分けて行い、SNS・インターネット等の規約違反広告の収集に努めるほか、当協議会の運営や規約をテーマに「消費者モニターリー懇談会」を年2回開催する。

(3) 賛助会員の入会促進

広告会社、広告媒体社、ポータルサイト運営会社等に、ホームページや相談業務等を通じて、賛助会員の入会を積極的に働きかける。

(4) 関係官庁・関係団体との連携

当協議会の事業活動を推進するため、構成団体はもとより消費者庁、公正取引委員会、国土交通省、近畿二府四県の景品表示法・宅建業法担当課、関西廣告審査協会、消費者団体、不動産公正取引協議会連合会等との緊密な連携に一層努める。

4 事務局体制の整備

規約の相談業務及び廣告調査業務をはじめ、前記の事項2(5)のSNS廣告に対する取り組みなどを円滑に実施するため、事務局体制の整備(派遣職員等の採用)を図る。

また、事務局職員の知識向上のため、従来からの経理・労務・公益法人運営等の相談会やセミナーに加え、規約に関する実務的な研修会やセミナーなどにも参加する。

令和7年度消費者モニターの選定

当協議会は、令和7年4月1日付で40名に令和7年度消費者モニターを委嘱しました。

- ・告知方法：①本協議会ホームページ上で募集。
②募集パンフレットの公的機関等の窓口掲示、及び、新聞での告知。
③消費者モニター経験者・消費者講座参加者へDM
 - ・掲示依頼先：公立図書館、消費者センター、区役所（大阪市・神戸市・京都市）
 - ・告知依頼先：NHKラジオ・朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・産経新聞・日本経済新聞・神戸新聞・京都新聞・アサヒニュースファミリー社・滋賀リビング新聞社・紀伊民報社・ニュース和歌山・京都リビング新聞社・奈良新聞社・懸賞なび
- モニターの業務は、①消費者モニター説明会（以下「説明会」）への出席、②不動産廣告（インターネット廣告を含む）の収集、③消費者モニター懇談会（2回）への出席、です。
- なお、本年度も、第1回説明会の参加者のうち、希望者を対象に第2回説明会を実施します（説明会では、協議会や公正競争規約の基本的な説明、質疑応答を行います）。

令和7年度消費者モニター	府 県	人 数	女性	男性
	滋 賀 県	3	2	1
	京 都 府	6	5	1
	大 阪 府	13	11	2
	兵 庫 県	10	7	3
	奈 良 県	5	5	0
	和 歌 山 県	3	3	0
	計	40	33	7

令和7年度定時社員総会のお知らせ

日時 令和7年6月20日(金) 14時～16時50分(予定)

会場 ホテルグランヴィア大阪(大阪・梅田)

議事	
報告事項第1号 令和6年度事業報告	福田専務理事
決議事項第1号 令和6年度決算案	細川財政委員長／監事
報告事項第2号 令和7年度事業計画	福田専務理事
報告事項第3号 令和7年度収支予算	細川財政委員長
決議事項第2号 役員の補選	福田専務理事
令和7年度第2回理事会<予定>	総務委員会
感謝状・顕彰状・表彰状の授与	司会
閉会あいさつ	副会長
懇親会	総務委員会

順不同・敬称略

就業規則の変更

就業規則 新	就業規則 旧
<p>(休日)</p> <p>第16条 職員の休日は次のとおりとする。</p> <p>①土曜日 ②日曜日(法定休日) ③法律が定めた国民の祝日 ④年末年始(12月<u>28</u>日から1月5日まで) ⑤夏期休暇(8月12日から<u>18</u>日) ⑥その他本協議会が定める日</p> <p>(エコスタイル)</p> <p><u>第28条 オフィスなどの適正冷房の徹底による省エネルギーの一層の推進を通じて地域温暖防止を図るため、原則としてエコスタイルとする。</u> <u>なお、服装について次の通り定めることとし、その他詳細は、総務委員長が定めることができる。</u></p> <p>①1年を通して、ノーネクタイとする。 ②会議の際は、上着着用とする。 ③対外的な業務や式典に参加する場合等、社会通念上ネクタイ、上着が必要と考えられる場合は、適切な服装での対応とする。なお、毎年度5月から10月は「COOL Biz」期間として、本協議会主催の会議等においては原則として、ノーネクタイに加えてノーアウターとする。</p>	<p>(休日)</p> <p>第16条 同左</p> <p>①同左 ②同左 ③同左 ④年末年始(12月<u>29</u>日から1月5日まで) ⑤夏期休暇(8月12日から<u>17</u>日) ⑥同左 (追加)</p>

令和8年度消費者モニターの募集

令和8年度 「消費者モニター」を 募集します。

ホームページから
応募できます。
<https://www.koutori.or.jp>

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会は、令和8年度「消費者モニター」を募集します。

当協議会は、消費者モニター事業を通して、不動産の公正競争規約（不動産広告の自主的なルール）の普及・啓発を行い、不動産の広告表示の適正化に努めています。

1. 期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

2. 業 務 [予定] ① 新聞折込チラシ、インターネット広告、DMなどの収集…1回
② 説明会への出席（開催：大阪市内、平日）…2回
※説明会は必ず出席することが条件です。

③ 猥談会への出席（開催：大阪市内、平日）…2回

3. 謝 礼 [予定] (1) 業務① @5,000円

(2) 業務②及び③

- A. 大阪府（大阪市内）の方 @4,000円（交通費含む）
- B. 大阪府（大阪市内を除く）の方 @5,000円（交通費含む）
- C. 京都府の方 @6,000円（交通費含む）
- D. 兵庫県の方 „
- E. 奈良県の方 „
- F. 滋賀県の方 @7,000円（交通費含む）
- G. 和歌山県の方 „

※通常の交通手段で(2)の額を超える場合、規定の額を加算します。（A、Bの方を除く）

4. モニター定員 40名以内（近畿2府4県在住で70才未満の方）

住所・氏名・性別・年齢・職業・電話番号・FAX・メールアドレス

レス 応募理由・家族数・消費者モニター経験の有無を記載

したものをお郵送して下さい。（メールアドレスは必須です）

ただし、返却はいたしませんのでご了承下さい。

※インターネットを利用していることが条件です。

※不動産会社に勤務されている方は対象外です。

選定後判断しますと、消費者モニター委嘱を終了する場合があります。

6. 締め切り 令和8年2月20日（金）までに必着

7. その他 令和8年3月中旬までに、採用者にのみ通知します。

8. 応募問合せ先

〒540-0012

大阪市中央区谷町2-2-20 大手前類第一ビル9階

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会 消費者モニター係

TEL : 06 (6941) 9561 FAX : 06 (6941) 9350

※ホームページ（<https://www.koutori.or.jp>）から応募できます。

※ご応募いただいた方の資料は、当協議会が厳重に保管した上で破棄します。また、個人情報は当協議会が厳重に管理します。

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会とは

平成24年4月1日、内閣総理大臣の公益認定を受けた公益法人で、「不動産の公正競争規約」を運用しています。

不動産公正取引協議会は、全国に9地区あります。（北海道・東北地区・首都圏・北陸・東海・近畿地区・中国地区・四国地区・九州）

不動産の公正競争規約には、「表示規約」と「景品規約」があり、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けています。

当協議会は、不動産の公正競争規約を運用し、一般消費者の不動産の適正な選択に資することも、不動産における不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争の確保に努めています。

特定資産取扱規程の創設・経理規程の変更

(目的)

第1条 この規程は、本協議会の定款第48条第3項及び経理規程第37条第2項に定める特定資産の取り扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会は、次の特定資産を置くものとする。

- (1) 退職給付引当資産
- (2) 70周年記念事業積立資産

(退職給付引当資産)

第3条 退職給付引当資産は、職員の退職金の支払いに充てることを目的とする。

2 退職給付引当資産は、退職給付引当金の期末限度を限度して積み立てるものとする。

3 退職給付引当資産は、次の各号のいずれかに該当するときに取り崩すものとする。

- (1) 職員に給与規程に基づき退職金を支給するとき。
- (2) 退職金の引き下げその他の制度の変更により、現に積み立ててある退職給付引当資産の額が、前項の規定による積み立て限度額を超えたとき。

(70周年記念事業積立資産)

第4条 70周年記念事業積立資産は、設立70周年記念事業として行う、不動産の適正な広告表示推進の寄与者に対する表彰、及び、本協議会の公益目的事業の広報事業の財源に充てることを目的とする。

2 70周年記念事業積立資産は、1000万円を現度として積み立てるものとする。

3 70周年記念事業積立資産は、70周年記念事業に関する費用が生じたときに、取り崩すものとする。

(特定資産の管理・運用)

第5条 特定資産の管理・運用は、元本が確実に回収でき、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行う。

(保有の承認)

第6条 本協議会が、前条の特定資産の取得または改良に充てる資金を保有しようとする時には、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良の予定期、資産の取得等に必要な額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。

(管理・取り崩し等)

第7条 特定資産の取得または改良に充てる資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産の取得等に必要な額及び積立期間の変更についても同様とする。

(改正)

第8条 この規程を改正する場合は、財政委員会において行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規則は、令和7年3月26日から施行する。

経理規程 新	経理規程 旧
(固定資産の範囲)	(固定資産の範囲)
第37条 この規程において、固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。	第37条 この規程において、固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。
(1) 特定資産	(1) 同左
特定資産とは、将来、特定の目的のために支払われる等のために 留保された次の資産をいう。	同左
ア 退職給付引当資産	ア 同左
イ <u>70周年記念事業積立資金</u>	(追加)
(2) その他固定資産	(2) その他固定資産
略	略
2 前項第1号以外の特定資産を設けるときは、会長が提案し、理事会の 承認を得る。	2 前項第1号に定める退職給付引当資 産以外の特定資産を設けるときは、会 長が提案し、理事会の承認を得る。
3 略	3 略

協議会主催の主な会議日程【令和7年4月～6月】

開催日	行事名		会場
4月	18日(金)	伝票検印	事務所
	11日(金)	令和7年度第1回消費者モニター説明会 ①	OMM
	16日(水)	令和7年度第1回消費者モニター説明会 ②	OMM
	22日(火)	令和7年度第1回消費者モニター説明会 ③	OMM
	23日(水)	不動産公正取引協議会連合会事務局長会【連合会】	名古屋市
	24日(木)	不動産公正取引協議会連合会事務局長会【連合会】	名古屋市
5月	2日(金)	令和7年度第1回消費者モニター説明会 ④⑤	OMM
	16日(金)	伝票検印	大手前類第一ビル
		令和7年度第1回財政委員会（決算）	
	19日(月)	令和7年度第1回総務委員会	OMM
6月	22日(木)	令和6年度決算監査会	全日大阪会館
	2日(月)	令和7年度第1回理事会	OMM
	17日(火)	伝票検印	事務所
	20日(金)	令和7年度定時社員総会	ホテルグランヴィア大阪

令和7年3月18日現在

当協議会の維持会員及び賛助会員は、不動産の公正競争規約の運用を通じて、不動産広告の適正表示の推進に努めています。

維持会員【順不同】

(株)長谷工アーベスト ミサワホーム近畿(株)

賛助会員【順不同】

(株)DGコミュニケーションズ	(株)L I F U L L
(株)読売連合広告社	(株)東急エージェンシー 関西支社
(株)商 報	(株)アドマックス
(株)朝日広告社 関西支社	(株)神戸新聞事業社
(株)リクルート	(株)JR西日本コミュニケーションズ
(株)ジェイ・アンド・エフ	(株)アイアンドエフ
アットホーム(株)	(株)未来絵
(株)CHINTAI	(株)いえらぶGROUP
(株)住宅新報 大阪支社	(株)読売広告社 関西支社
関西不動産情報センター	(株)フューチャースケッチ
(株)AYUMU	(株)共栄企画
関電サービス(株)	(株)丸 善
メディアエムジー(株)	(株)グラート
(株)MT-D	LINEヤフー(株)
(株)サウンドコンシダレイション	(株)アド・コミュニケーションズ
(株)伸和エージェンシー	(株)TUG
(株)ラ・プラス	(株)サクシード
(株)日本経済広告社 関西支社	

令和7年3月18日現在

公取協にゅうす FAIR TRADE COUNCIL

令和7年3月発行
不許複製

再生紙を使用しています。



印刷所 株式会社商報